

官報 号外

平成二十七年四月二十四日

○第百八十九回 参議院会議録第十五号

平成二十七年四月二十四日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十五号

平成二十七年四月二十四日

午前十時開議

- 第一 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 一、請暇の件
 - 一、永年在職議員表彰の件
- 以下 議事日程のとおり

○議長(山崎正昭君) これより会議を開きます。この際、お諮りいたします。

山東昭子君から来る五月二日から八日間、森まさこ君から来る二十八日から九日間、山本一太君から来る二十六日から十一日間、田中直紀君から来る五月三日から八日間、川田龍平君から来る二十九日から十三日間、清水貴之君から来る二十九日から八日間、山田太郎君から来る二十九日から十一日間、それぞれ海外渡航のため請暇の申出がございました。

いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

○議長(山崎正昭君) この際、永年在職議員表彰の件についてお諮りいたします。

議員木村義雄君は、国会議員として在職すること二十五年に達せられました。つきましては、院議をもって同君の永年の功労を表彰することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(山崎正昭君) 御異議ないと認めます。同君に対する表彰文を朗読いたします。

〔木村義雄君起立〕

議員木村義雄君 君は国会議員としてその職にあること二十五年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

〔拍手〕

○議長(山崎正昭君) 溝手顕正君から発言を求められました。発言を許します。溝手顕正君。

〔溝手顕正君登壇、拍手〕

○溝手顕正君 私は、皆様のお許しをいただき、本院議員一同を代表して、ただいま永年在職のゆえをもって表彰されました木村義雄先生に對しまして、一言お祝いの言葉を申し述べさせていただきます。

木村先生は、昭和六十一年の第三十八回衆議院議員総選挙において初当選をされて以来、連続して七回の当選を重ねられ、二十三年二月にわたる衆議院議員として御活躍をされました。その後、平成二十五年の第二十三回参議院議員通常選挙において当選され、本院議員に転じ、この度、国会議員として在職二十五年に達せられたのであります。

この間、木村先生は、衆議院におきましては、通信委員長、厚生委員長及び災害対策特別委員長等の重責を担われ、また、厚生政務次官及び厚生労働副大臣として国政の中枢に参画され、その卓越した政治手腕を遺憾なく發揮してこられました。

このように、木村先生は、高い見識と豊かな政治経験に基づき、我が国の議会政治発展のため多大の貢献をしてこられました。

ここに、我々議員一同は、先生の二十五年間の御功績に對しまして、深甚なる敬意を表しますとともに、本日、栄えある表彰を受けられましたことに對し、心から祝意を表する次第であります。

現在、我が国を取り巻く内外の諸情勢は誠に厳しく、克服すべき諸課題が山積する中であつて、国民の負託を受けた国会の責務は重く、参議院が果たすべき役割に対する関心と期待は高まるばかりであります。

木村先生におかれましては、どうか、今後とも御健康に留意され、国民のため、参議院のため、そして我が国議会制民主主義発展のため、なお一層の御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。おめでとうございました。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 木村義雄君から発言を求められました。発言を許します。木村義雄君。

〔木村義雄君登壇、拍手〕

○木村義雄君 ただいま、院議をもちまして議員在職二十五年の表彰を賜りました。大変光栄に存じます。心から御礼申し上げます。

また、敬愛する溝手先生より御丁寧なる御祝辞をいただき、誠にありがとうございます。

思えば、昭和五十年、勤めていた銀行を辞め、父木村武千代の秘書として政治の道に入つて四十年、その間ずっと議員在職二十五年の表彰をはるかかなたの出来事と思つておりましたので、誠に感無量でございます。

ここまでの歩みを続けることができましたのも、ひとえに家族を始め、郷土香川、そして全国の支援者の皆様のおかげであり、厚く御礼を申し上げます。

私の国会への挑戦は、昭和六十一年七月の衆参同時七ヶ選挙でございます。当時、県議会議員であつた私は、父の引退の後を受けて立候補いたしました。選挙区では、私と同姓同名の候補者を立てられ、大激戦の末、投票日の翌日の午後、僅か千二十一票の差で初当選、当時の中曽根総理から、おめでとう、君がちょうど我が党三百番目の当選者だとお祝いの電話をいただきました。

それ以来、今日まで、政治家の使命とは、国民の生命と財産を守り、この日本の国の領土を守ることであるという信念の下、邁進をまいりまして。

特に、厚生行政に関しては全力投球をまいりました。そのきつかけとなつたのは、父が脳梗塞で倒れたことでした。当時は、まだ介護保険制度もなく、半身不随で退院してきた父を介護するにも家族だけでは限界があると感じ、このままではみんなが倒れてしまうという状況を目の当たりに見たからであります。

介護のみならず、私たちが生きていく上で限界まで追い詰められたとき、社会的なセーフティーネットがあれば生きる希望を失わずに済む、明日への力を持つことができると、こう思い、あらゆる分野での法整備、システムづくりに尽力してまいりました。

郷土香川、豊島での産業廃棄物処理の解決策、確定拠出年金制度の創設提言、そして障害者自立支援法施行時の混乱を收拾するための一千二百億

円の基金の創設など、様々な問題に取り組んでまいりました。

平成二十一年の政権交代選挙で議席を失つて以来、四年間のブランクの後、全国の支援者の皆様のおかげもあつて、平成二十五年七月の参議院比例区に当選、再び国政に復帰することができました。良識の府である参議院は、任期が六年もあり、じっくりと政策に取り組むことができます。

私は、参議院議員であることを誇りに思い、参議院の特性を生かし、審査能力を研ぎ澄ませ、国民の期待により応えられる政策を実現できる議員になるよう、研さん、努力を続けていく所存でございます。

最後に、今日の私があるのは、私の家内が今まで陰になりひたになり献身的に支えてくれたおかげであります。本当にありがとうございます。そして、議員の皆様、御清聴、誠にありがとうございます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) 日程第一 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。東日本大震災復興及び原子力問題特別委員長櫻井充君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(櫻井充君登壇、拍手)

○櫻井充君 ただいま議題となりました法律案につきまして、東日本大震災復興及び原子力問題特

別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、福島復興及び再生を一層推進するため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の制度及び住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、大川原地区の復興拠点整備で想定される計画の内容、福島県における医療・介護人材の確保の必要性、集中復興期間終了後の復興財源の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと思います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、生活の党と山本太郎となかまたちを代表して山本太郎委員から本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。

ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(山崎正昭君) 日程第二 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長魚住裕一郎君。

(魚住裕一郎君登壇、拍手)

○魚住裕一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、船舶事故における国際

裁判管轄及び準拠法、条約の改正と国会承認の關係、船舶事故における被害者保護を充実強化する必要性、燃料油流出による汚染損害への支援策拡大の必要性、船主責任限度額の引上げ幅決定の経緯、本件条約の未批准国に対する批准の働きかけ、外国船舶の座礁船の放置問題への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十四

賛成

二百三十四

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第三 官公需について
の中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔吉川沙織君登壇、拍手〕

○吉川沙織君 ただいま議題となりました官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国経済を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者の事業活動の活性化を一層図ることが重要であることに鑑み、各省各庁の長等が新規中小企業者を始めとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を定めることとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充する等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取するとともに、新規中小企業者の官公需受注拡大に関する今後の具体的な目標、官公需契約における中小企業者に対する配慮の在り方及び適正価格

確保の必要性、官公需適格組合の積極的活用との必要性、地域産業資源の活用及び地域産業資源活用事業計画の認定の促進に向けた取組等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

二百三十三

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 日程第四 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長 長九川珠代君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔丸川珠代君登壇、拍手〕

○丸川珠代君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるとともに、独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う中小企業退職金共済業務に係る資産運用委員会の設置、独立行政法人福祉医療機構の行う福祉貸付事業及び医療貸付事業に係る金融庁検査の導入、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における役員数の変更等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、独立行政法人の人事制度の現状と運営費交付金の課題、GPIFにおける年金積立金の運用の在り方と体制整備の必要性、労働災害に対して労働者健康安全機構が果たすべき役割、福祉医療機構が取り組むべき課題と金融庁検査導入の意義、勤労者退職金共済機構に

資産運用委員会を設置することの効果と委員の構成等について質疑を行いました。その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して石橋通宏委員より反対、日本共産党を代表して小池晃委員より反対、社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山崎正昭君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(山崎正昭君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(山崎正昭君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十三

賛成

百四十七

反対

八十六

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(山崎正昭君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十七分散会

出席者は左のとおり。

議長

副議長

吉良よし子君	又市 征治君
竹谷とし子君	辰巳孝太郎君
吉田 忠智君	河野 義博君
佐々木さやか君	倉林 明子君
福島みずほ君	矢倉 克夫君
杉 久武君	宮本 周司君
田村 智子君	紙 智子君
秋野 公造君	新妻 秀規君
平木 大作君	若林 健太君
江島 潔君	仁比 聡平君
大門実紀史君	若松 謙維君
谷合 正明君	横山 信一君
藤川 政人君	中原 八一君
三原じゅん子君	井上 哲士君
小池 晃君	浜田 昌良君
山本 香苗君	山本 博司君
磯崎 陽輔君	藤井 基之君
北川イツセイ君	市田 忠義君
山下 芳生君	荒木 清寛君
山口那津男君	魚住裕一郎君
西田 実仁君	長沢 広明君
世耕 弘成君	山谷えり子君
赤池 誠章君	長谷川 岳君
大家 敏志君	宇都 隆史君
吉川ゆうみ君	森屋 宏君

山下 雄平君	山田 修路君
渡邊 美樹君	堀内 恒夫君
三宅 伸吾君	堀内 亨君
舞立 昇治君	堀井 巖君
馬場 成志君	渡辺 猛之君
井原 巧君	石井 正弘君
石田 昌宏君	太田 房江君
大野 泰正君	北村 経夫君
古賀友一郎君	牧野たかお君
中西 祐介君	熊谷 大君
磯崎 仁彦君	上野 通子君
石井 浩郎君	赤石 清美君
山田 俊男君	野上浩太郎君
小泉 昭男君	二之湯 智君
岡田 直樹君	松村 祥史君
野村 哲郎君	愛知 治郎君
末松 信介君	中川 雅治君
有村 治子君	宮沢 洋一君
岡田 広君	金子原二郎君
脇 雅史君	鶴保 庸介君
関口 昌一君	岩城 光英君
伊達 忠一君	高階恵美子君
岩井 茂樹君	平野 達男君
山本 太郎君	阿達 雅志君
青木 一彦君	荒井 広幸君
主演 了君	谷 亮子君
羽生田 俊君	二之湯武史君
長峯 誠君	中泉 松司君
豊田 俊郎君	堂故 茂君
大沼みずほ君	上月 良祐君
酒井 庸行君	島田 三郎君
島村 大君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝沢 求君
石井 準一君	丸山 和也君

古川 俊治君	森 まさこ君
丸川 珠代君	西田 昌司君
塚田 一郎君	石井みどり君
吉田 博美君	松山 政司君
水落 敏榮君	山本 順三君
猪口 邦子君	松下 新平君
福岡 資麿君	片山さつき君
溝手 顕正君	柳本 卓治君
岸 宏一君	武見 敬三君
山崎 力君	橋本 聖子君
山本 一太君	木村 義雄君
小坂 憲次君	鴻池 祥肇君
森本 真治君	磯崎 哲史君
石上 俊雄君	安井美沙子君
浜野 喜史君	小西 洋之君
石橋 通宏君	大野 元裕君
西村まさみ君	柘植 芳文君
斎藤 嘉隆君	徳永 エリ君
田城 郁君	難波 樊二君
江崎 孝君	滝波 宏文君
野田 国義君	金子 洋一君
吉川 沙織君	牧山ひろえ君
風間 直樹君	相原久美子君
林 久美子君	佐藤 正久君
広田 一君	藤末 健三君
尾立 源幸君	大久保 勉君
白 眞敷君	藤本 祐司君
島尻安伊子君	佐藤 信秋君
芝 博一君	柳澤 光美君
小林 正夫君	藤田 幸久君
那谷屋正義君	山東 昭子君
尾辻 秀久君	中曽根弘文君
神本美恵子君	田中 直紀君
羽田雄一郎君	郡司 彰君

模葉賀津也君		和田 政宗君	議長の報告事項	
田中 茂君	清水 貴之君	一昨二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		
松沢 成文君	薬師寺みちよ君	総務委員		
行田 邦子君	山口 和之君	辞任		
東 徹君	有田 芳生君	江崎 孝君		
浜田 和幸君	中西 健治君	補欠		
井上 義行君	藤巻 健史君	西村まさみ君		
蓮 舫君	大島九州男君	柳澤 光美君		
中野 正志君	水野 賢一君	補欠		
山田 太郎君	儀間 光男君	補欠		
柴田 巧君	水岡 俊一君	末松 信介君		
津田弥太郎君	江口 克彦君	補欠		
中山 恭子君	松田 公太君	補欠		
アントニオ猪木君	真山 勇一君	堂故 茂君		
川田 龍平君	小見山幸治君	衛藤 晟一君		
増子 輝彦君	福山 哲郎君	森本 真治君		
櫻井 充君	小川 敏夫君	補欠		
長浜 博行君	小野 次郎君	補欠		
室井 邦彦君	前川 清成君	補欠		
加藤 敏幸君	小川 勝也君	補欠		
直嶋 正行君	北澤 俊美君	補欠		
柳田 稔君	前田 武志君	補欠		
江田 五月君	寺田 典城君	補欠		
片山虎之助君		補欠		
国務大臣		環境委員		
法務大臣	上川 陽子君	辞任		
厚生労働大臣	塩崎 恭久君	補欠		
経済産業大臣	宮沢 洋一君	補欠		
復興大臣	竹下 亘君	補欠		
(復興大臣)		補欠		
		予算委員		
		辞任		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		
		補欠		

文教科学委員	辞任	補欠	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)	要領書	三 住民の帰還に必要な環境整備を加速化する具体的な措置として、風評被害への対策、J・R常磐線等公共交通機関の早期復旧、インターチェンジの新設を始めとする常磐自動車道の整備、医療・介護・福祉等の人材確保、子どもの体力向上等に資する教育環境の改善、文化・伝統芸能の継承等の施策を継続的に講ずること。
厚生労働委員	辞任	補欠	東南アジア諸国連合プラス三箇国マクロ経済調査事務局を設立する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)	一、委員会の決定の理由 本法律案は、福島復興及び再生を一層推進するため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の制度及び住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。 なお、別紙の附帯決議を行つた。	四 帰還環境の整備に当たっては、住民の意向を尊重するとともに、地域の状況等を勘案し、あらゆる年齢層の移住・定住の促進に係る施策を講ずるなど、避難指示が解除された地域における自律的で持続的な社会の形成に努めること。
農林水産委員	辞任	補欠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第一九号)	一、費用	五 ロボット産業を始め、イノベーション・コースト構想を早期に具体化するため、十分な予算を確保すること。また、同構想の推進に当たっては、投資や雇用の促進が図られるよう規制緩和等の必要な措置を講ずること。
経済産業委員	辞任	補欠	同日委員長から次の報告書が提出された。	本法施行に要する経費は、平成二十七年度東日本大震災復興特別会計予算に計上されている福島再生加速化交付金千五百億六千九百六十二万五千円のうちから支出される。	六 自主的避難者を含め今なお約十二万人が避難している福島県の実況を踏まえ、避難者の心のケア、高齢者を始めとした避難者の見守りや相談体制を充実するため、また、子どもの健康・生活等に対する支援を充実するための財政支援を始めとした必要な措置を講ずること。
国土交通委員	辞任	補欠	同日委員長から次の報告書が提出された。	附帯決議	七 鳥獣被害に伴う避難指示区域及びその周辺地域の家屋、農地の荒廃等の現状を踏まえ、国による鳥獣被害対策を着実に実施すること。
環境委員	辞任	補欠	独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案(閣法第二三三号)審査報告書	政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。 一 一団地の復興再生拠点整備制度については、対象となる市町村に制度内容の丁寧な説明を行うとともに、大熊町大川原地区以外にも制度の適用を希望する市町村が幅広く活用できるようにすること。また、活用前提となる除染を着実に進めること。	八 福島県の記憶を風化させることなく、復興及び再生を推進する各種施策を着実に講ずるため、平成二十八年度以降の復興支援の枠組みについては、長期かつ十分な予算確保を定めた財源フレームとするとともに、地方自治体における人的資源の確保への支援措置の強化を図ること。
予算委員	辞任	補欠	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案	二 帰還環境整備交付金については、地方自治体がその地域の特性に即して自主的かつ主体的に事業を実施することを旨として交付されるものとする。また、復興の進捗状況に合わせ、必要に応じ対象事業を追加するとともに、機動的かつ柔軟な執行が必要な事業について基金化できるようにすること。	
同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)	辞任	補欠	右は多数をもつて可決すべきものと議決した。 よつて要領書を添えて報告する。 平成二十七年四月二十二日 東日本大震災復興及び原子力問題特別委員長 櫻井 充 参議院議長 山崎 正昭殿		

九 東日本大震災からの復興のための税制上の特例のうち、平成二十七年年度末で期限を迎えるものについては、原子力災害に伴い福島県の産業復興が遅れていることを踏まえ、延長について検討すること。

右決議する。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年四月七日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

法律

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二節 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等(第二十六条―第二十八条)」を

「第二節 住民の帰還の促進を図るための措置」に、「第一節 公営住宅法の特例等(第二十七条―第二十九条)」を「第一節 団地の復興再生拠点市街地形成施設」に、「第二節 帰還環境整備事業計画及びこれに基

第三款 既存の事業所に係る個人事業者等に

第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に

第三十一号

設に関する都市計画(第三十二号)

づく措置(第三十三号―第三十五号)

に対する課税の特例等(第三十六号―第三十八号)

に、「第二十九号―第三十四号」を「第三十九号―

第四十四号」に、「第三十五号―第三十八号」を「第

四十五号―第四十八号」に、「第三十九号―第五十

号」を「第四十九号―第六十号」に、「第五十一号―

第六十三号」を「第六十一号―第七十三号」に、「第

六十四号―第六十五号」を「第七十四号―第七十五

号」に、「第六十六号―第七十号」を「第七十六号―

第八十号」に、「第七十一号―第七十六号」を「第八

十一号―第八十六号」に、「第七十七号―第八十二

号」を「第八十七号―第九十四号」に、「第八十三

号」を「第九十五号」に、「第八十四号―第八十八

号」を「第九十六号―第百条」に改める。

第五号第二項第五号中「第五十一号第一項」を

「第六十一号第一項」に改め、同項第七号中「第七

十一号第一項」を「第八十一号第一項」に改め、同

項第八号中「いう」の下に、「第三十二号第一項第

二号において同じ」を加える。

第十三号第二項中「第五十八号第二項第二号」を

「第六十八号第二項第二号」に改める。

第二十号第三項第二号中「実施が」の下に「避難

解除等区域への住民の帰還の促進その他の」を加

える。

第二十三号中「第二十六条」を「第三十六号」に改

める。

第二十四号中「第二十七条」を「第三十七条」に改

める。

第八十八号を第百条とし、第八十四号から第八

十七号までを十二号ずつ繰り下げる。

第八章中第八十三号を第九十五号とする。

第七章中第八十二条を第九十四号とし、第七十

八号から第八十一号までを十二号ずつ繰り下げ

る。

第七十七号第一項中「含む」の下に「。次条にお

いて同じ」を加え、同条を第八十七号とし、同条

の次に次の見出し及び二条を加える。

(住民の円滑な帰還の促進を図るための措置)

第八十八号 国は、放射線又は長期にわたる避難

により生ずる健康上の不安、帰還後における生

活上の不安その他の原子力災害の影響により避

難指示区域から避難している者が有する帰還に

対する不安を解消するため、福島県地方公共団

体が行う相談体制の整備その他の取組を支援す

るため必要な措置を講ずるものとする。

第八十九号 国は、長期にわたる住民の避難その

他の事情により避難指示区域においてイノシシ

その他の鳥獣による被害が増大していることに

鑑み、住民の円滑な帰還を促進するため、避難

指示区域内における当該被害を防止するため必

要な措置を講ずるものとする。

第六章中第七十六号を第八十六号とし、第七十

五号を第八十五号とする。

第七十四号中「及び医療機器」を「医療機器及

びロボット」に改め、同条を第八十四号とする。

第七十三号中「第七十一号第五項」を「第八十一

号第五項」に、「第七十五号」を「第八十五号」に改

め、同条を第八十三号とする。

第七十二号中「第七十一号第五項の」を「第八十

号第五項の」に、「第七十一号第六項」を「第八十

号第六項」に、「第七十一号第三項」を「第八十一

号第三項」に、「第七十一号第五項」を「第八十一

号第五項」に、「第七十一号第五項各号」を「第八

十一号第五項各号」に、「第七十一号第七項」を「第

八十一号第七項」に改め、同条を第八十二条とす

る。

第七十一号第一項中「第七十四号」を「第八十四

号に、「及び医療機器」を「医療機器及びロボット

」に改め、同条第六項中「第七十三号」を「第八十

三三三」に、「第七十四号」を「第八十四号」に、「第七

十五号」を「第八十五号」に改め、同条を第八十一

号とする。

第七十号中「第六十六号」を「第七十六号」に改

め、第五章第三節中同条を第八十号とし、第六十

九号を第七十九号とし、第六十六号から第六十八

号までを十号ずつ繰り下げ、同章第二節中第六十

五号を第七十五号とし、第六十四号を第七十四号

とする。

第六十三号中「第五十一号第二項第三号」を「第

六十一号第二項第三号」に改め、第五章第一節中

同条を第七十三号とする。

第六十二号中「第五十一号第二項第三号」を「第

六十一号第二項第三号」に改め、同条を第七十二

号とする。

第六十一号第一項中「第五十一号第二項第三号

」を「第六十一号第二項第三号」に改め、同条

第二項中「第五十一号第二項第三号」を「第六十一

号第二項第三号」に改め、同条第三項中「第五十一

号第四項」を「第六十一号第四項」に改め、同条第

四項中「第五十一号第十項」を「第六十一号第十項」

に、「第五十二号第一項」を「第六十二号第一項」に

改め、同条第五項及び第六項中「第五十一号第十

項」を「第六十一号第十項」に改め、同条を第七十

一条とする。

第六十号中「第五十七号第五項」を「第六十七号

第五項」に改め、同条を第七十号とする。

第五十九号第一項中「第五十七号第二項第三号」

を「第六十七号第二項第三号」に改め、同条を第六

十九号とし、第五十八号を第六十八号とし、第五

十七号を第六十七号とする。

第五十六条中「第五十一条第二項第三号二」を「第六十一条第二項第三号二」に、「第六十条」を「第七十条」に改め、同条を第六十六条とする。

第五十五条第一項中「第五十一条第二項第三号八」を「第六十一条第二項第三号八」に改め、同条第四項中「第五十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改め、同条を第六十五条とする。

第五十四条第一項中「第五十一条第二項第三号口」を「第六十一条第二項第三号口」に改め、同条第七項中「第五十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に改め、同条を第六十四条とする。

第五十三条第一項中「第五十一条第二項第三号イ」を「第六十一条第二項第三号イ」に改め、同条第七項中「第五十三条第五項各号」を「第六十三条第五項各号」に改め、同条第八項中「第五十三条第九項」を「第六十三条第九項」に改め、同条を第六十三条とする。

第五十二条第一項中「第五十一条第九項」を「第六十一条第九項」に、「第五十一条第十項」を「第六十一条第十項」に、「第五十一条第四項」を「第六十一条第四項」に、「第五十一条第九項」を「第六十一条第九項」に、「第五十一条第二項第三号」を「第六十一条第二項第三号」に、「第五十一条第九項各号」を「第六十一条第九項各号」に、「第五十一条第十一項」を「第六十一条第十一項」に改め、同条を第六十二条とする。

第五十一条第二項第三号中「第五十三条から第六十三条まで」を「第六十三条から第七十三条まで」に改め、同号イ中「第五十三条第二項」を「第六

十三条第二項」に改め、同号ホ中「第六十一条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同項第四号中「第五十三条から第六十三条まで」を「第六十三条から第七十三条まで」に改め、同条第三項中「第五十三号から第六十一号まで」を「第六十三号から第七十一号まで」に改め、同条第三十三号から第七十一号までを「第六十二号」を「第七十二号」に、「第八十五号」を「第九十七号」に改め、同条第四項中「第五十七号及び第六十号」を「第六十七号及び第七十号」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十条中「第四十一条」を「第五十一条」に改め、第四章中同条を第六十条とし、第四十九号を第五十九号とし、第四十五号から第四十八号までを十条ずつ繰り下げる。

第四十四条第一項中「第四十六号」を「第五十六号」に改め、同条を第五十四号とし、第四十三号を第五十三号とし、第三十九号から第四十二号までを十条ずつ繰り下げる。

第三十八条中「第三十六号第一項」を「第四十六条第一項」に、「第三十五号第一項」を「第四十五号第一項」に改め、第三章第三節第二款中同条を第四十八号とし、第三十七号を第四十七号とする。

第三十六号第三項中「第三十八号」を「第四十八号」に改め、同条を第四十六号とし、第三十五号を第四十五号とし、第三章第三節第一款中第三十四号を第四十四号とする。

第三十二条中「平成十五年法律第百号」を削り、同条を第四十二条とする。

第三十一条第一項中「第二十九条第一項」を「第三十九号」に、「第三十六号第三項」を「第四十六号第三項」に、「東日本大震災復興特別区域法第七十八号第三項に規定する復興交付金(次項及び第八十号第一項において「復興交付金」という。)」を「復興交付金」に、「公営住宅法第二条第九号に規定する共同施設(次項において「共同施設」という。)」を「共同施設」に改め、同条第二項中「第二十九条第一項」を「第三十九号」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十条中「(昭和三十五年法律第八十四号)」を削り、同条を第四十条とする。

第二十九条第一項中「公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体(以下「事業主体」という。)」を「事業主体に改め、(「現に避難指示であつて第四条第四号イからハまでに掲げる指示であるものの対象となつていた者」の下に「特定帰還者である者を除く。))を加え、同法第二条第七号を「公営住宅法第二条第七号」に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号。以下この条及び第三十一条において「激甚災害法」という。))を「激甚災害法」に改め、同項の表公営住宅法第八号第一項の項及び激甚災害法第二十二号第一項の項中「第二十九号第一項」を「第三十九号」に改め、同条第二項を削り、同条を第三十九条とする。

第二十八号中「第二十五条」を「第二十六号」に改め、第三章第二節中同条を第三十八号とし、第二十七号を第三十七号とし、第二十六号を第三十六号とする。

第三章第二節の節名を削る。

第二十五条中「第二十八号」を「第三十八号」に改め、同条を第二十六号とし、同条の次に次の節名、三款及び款名を加える。

第二節 住民の帰還の促進を図るための措置

第一款 公営住宅法の特例等
(公営住宅に係る国の補助の特例)

第二十七号 公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体(以下「事業主体」という。))が、避難指示・解除区域(避難指示区域(現に避難指示であつて第四条第四号イからハまでに掲げる指示であるものの対象となつていない区域をいう。以下同じ。))及び避難解除区域をいう。第三十一条及び第三十三号第一項において同じ。に存する住宅に平成二十三年三月十一日において居住していた者であつて当該住宅の存した市町村に帰還するもの(以下「特定帰還者」という。))に賃貸又は転貸するため同法第二条第七号に規定する公営住宅の整備をする場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句をそれぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えて、これらの規定を適用し、同法第八号第一項ただし書及び第十七号第三項ただし書並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号。以下「激甚災害法」という。))第二十二号第一項ただし書の規定は、適用しない。

公営住宅法第八條第一項	次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた	事業主体が特定帰還者(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十七条に規定する特定帰還者をいう。第十七条第三項において同じ。)である
公営住宅法第十七条第三項	同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	特定帰還者である
激甚災害法第二十二條第一項	激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた	特定帰還者(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第二十七条に規定する特定帰還者をいう。)である

(公営住宅及び改良住宅の入居者資格の特例)

第二十八條 特定帰還者については、当分の間、公営住宅法第二十三條第二号(住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二十九條第一項において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者を公営住宅法第二十三條各号(住宅地区改良法第二十九條第一項において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者とみなす。

(特定帰還者向け公営住宅等の処分の特例)

第二十九條 第二十七條の規定により読み替えられた公営住宅法第八條第一項若しくは激甚災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、又は第三十四條第三項に規定する帰還環境整備交付金(次項において「帰還環境整備交付金」という。)若しくは東日本大震災復興特別区域法第七十八條第三項に規定する復興交付金(以下「復興交付金」という。)を充てて特定帰還者に賃貸するため建設又は買取りをした公営住宅

宅法第二條第二号に規定する公営住宅(当該公

営住宅に係る同条第九号に規定する共同施設(以下「共同施設」という。)を含む。)に対する同法第四十四條第一項及び第二項並びに附則第十五項の規定の適用については、同条第一項中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同条第二項中「又はこれらの修繕若しくは改良」とあるのは「若しくはこれらの修繕若しくは改良に要する費用又は地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成十七年法律第七十九号)第六條の地域住宅計画に基づく事業若しくは事務の実施」と、同法附則第十五項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とあるのは「その耐用年限の六分の一を経過した場合において特別の事由のあるとき、又は耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

2 事業主体は、第二十七條の規定により読み替えられた公営住宅法第八條第一項若しくは激甚

災害法第二十二條第一項の規定による国の補助を受け、若しくは帰還環境整備交付金若しくは復興交付金を充てて特定帰還者に賃貸するため建設若しくは買取りをし、又は特定帰還者に転貸するため借上げをした公営住宅法第二條第二号に規定する公営住宅(当該公営住宅に係る共同施設を含む。)について、当該事業主体である地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要があるときは、同法第四十四條第三項の規定にかかわらず、当該公営住宅の用途を廃止することができる。この場合において、当該事業主体は、当該公営住宅の用途を廃止した日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に報告しなければならない。

(独立行政法人都市再生機構法の特例)

第三十條 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一條第一項に規定する業務のほか、福島において、福島の地方公共団体からの委託に基づき、同条第三項各号の業務(特定帰還者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限る。)を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資)

第三十一條 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三條第一項に規定する業務のほか、避難指示・解除区域原子力災害代替建築物(住宅(同法第二條第一項に規定する住宅をいう。第四十三條において同じ。))又は主として住宅部分(同法第二條第一項に規定する住宅部分をいう。第四十三條において同じ。))から成る建築物が避難指示・解除区域内に存する場合におけるこれらの建築物又は建築物の部分に代

わるべき建築物又は建築物の部分であつて、当該避難指示・解除区域をその区域に含む市町村の区域内に存し、又は存することとなるものをいう。同条において同じ。の建設又は購入に必要な資金(当該避難指示・解除区域原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為で政令で定めるものに必要な資金を含む。)を貸し付けることができる。

第二款 一団地の復興再生拠点市街地

第三十二條 次に掲げる条件のいずれにも該当する避難解除区域等内の区域であつて、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために復興再生拠点市街地(避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地をいう。以下この項において同じ。)を形成することが必要であると認められるものについては、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設(復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設(事務所、事業所その他の業務施設で、避難解除区域等の基幹的な産業の復興及び再生、当該避難解除区域等内の地域における雇用機会の創出並びに良好な市街地の形成に寄与するもの)のうち、この項に規定する特定公益的施設以外のものをいう。次項第一号において同じ。))又は特定公益的施設(教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要なものをいう。同号において同じ。))及び特定公共施設(道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。同号において同じ。)をいう。以下同じ。を定めることができる。

一 円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために当該避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点として一体的に整備される自然的経済的社会的条件を備えていること。 二 当該区域内の土地の大部分が建築物(東日本大震災により損傷した建築物及び長期にわたる住民の避難に伴い利用が困難となつた建築物を除く。)の敷地として利用されていないこと。	示・解除区域をその区域に含む市町村をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。若しくは特定市町村(避難指示・解除区域市町村以外の福島市の市町村であつて、その区域における放射線量その他の事項を勘案して次項第二号へに掲げる事業を実施する必要があるものとして復興庁令で定めるものをいう。以下同じ。)の長若しくは福島県知事は単独で、又は、避難指示・解除区域市町村若しくは特定市町村の長と福島県知事は共同して、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。)を作成することができる。	ホ 土地改良法第二条第二項第一号から第三号まで及び第七号に掲げる土地改良事業へ放射線量の測定のための機器を用いた住民の被ばく放射線量の評価に関する事業その他住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業として復興庁令で定めるもの ト その他復興庁令で定める事業 三 前号に規定する事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事業又は事務に関する事項 四 計画期間 五 前各号に掲げるもののほか、住民の帰還の促進を図るための環境の整備に關し必要な事項	いて「帰還環境整備交付金」という。)を充てて行う事業又は事務に要する費用については、土地区画整理法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。 4 前三項に定めるもののほか、帰還環境整備交付金の交付に關し必要な事項は、復興庁令で定める。 (東日本大震災復興特別区域法の準用) 第三十五条 東日本大震災復興特別区域法第八十一条から第八十三条までの規定は、帰還環境整備交付金について準用する。この場合において、同法第八十一条第一項中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十四条第一項に規定する避難指示・解除区域市町村等(以下「避難指示・解除区域市町村等」という。下同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「避難指示・解除区域市町村等」と、同法第八十二条中「は、復興交付金事業計画」とあるのは「は、福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同法」とあるのは「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、帰還環境整備事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等」と読み替へるものとする。
2 一 団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 住宅施設、特定業務施設又は特定公益的施設及び特定公共施設的位置及び規模 二 建築物の高さの最高限度若しくは最低限度、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度若しくは最低限度又は建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度 三 一団地の復興再生拠点市街地形成施設に關する都市計画は、次に掲げるところに従つて定めなければならない。 一 前項第一号に規定する施設は、当該避難解除区域等内の帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点としての機能が確保されるよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。 二 避難解除等区域復興再生計画に適合するよう定めること。	2 帰還環境整備事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 帰還環境整備事業計画の目標 二 住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業であつて次に掲げるものに関する事項(特定市町村の長が単独で、又は、特定市町村の長と福島県知事が共同して作成する帰還環境整備事業計画にあつては、へに掲げる事業に關する事項に限る。) イ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地区画整理事業 ロ 一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に關する事業 ハ 道路法第二条第一項に規定する道路の新設又は改築に關する事業 ニ 公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅(以下「公営住宅」という。)の整備又は管理に關する事業	(帰還環境整備交付金の交付等) 第三十四条 避難指示・解除区域市町村、特定市町村又は福島県(次項において「避難指示・解除区域市町村等」という。)は、同項の交付金を充てて帰還環境整備事業計画に基づく事業又は事務(同項において「帰還環境整備交付金事業等」という。)の実施をしようとするときは、復興庁令で定めるところにより、当該帰還環境整備事業計画を内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 国は、避難指示・解除区域市町村等に対し、前項の規定により提出された帰還環境整備事業計画に係る帰還環境整備交付金事業等の実施に要する経費に充てるため、復興庁令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。 3 前項の規定による交付金(次項及び次条にお	第三十三条 避難指示・解除区域市町村(避難指示・解除区域市町村等)の作成する計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「避難指示・解除区域市町村等」と、同法第八十二条中「は、復興交付金事業計画」とあるのは「は、福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同法」とあるのは「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、帰還環境整備事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等」と読み替へるものとする。
第三十三条 避難指示・解除区域市町村(避難指示・解除区域市町村等)の作成する計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「避難指示・解除区域市町村等」と、同法第八十二条中「は、復興交付金事業計画」とあるのは「は、福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同法」とあるのは「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、帰還環境整備事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等」と読み替へるものとする。	第三十三条 避難指示・解除区域市町村(避難指示・解除区域市町村等)の作成する計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「避難指示・解除区域市町村等」と、同法第八十二条中「は、復興交付金事業計画」とあるのは「は、福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同法」とあるのは「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、帰還環境整備事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等」と読み替へるものとする。	第三十三条 避難指示・解除区域市町村(避難指示・解除区域市町村等)の作成する計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「避難指示・解除区域市町村等」と、同法第八十二条中「は、復興交付金事業計画」とあるのは「は、福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同法」とあるのは「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、帰還環境整備事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等」と読み替へるものとする。	第三十三条 避難指示・解除区域市町村(避難指示・解除区域市町村等)の作成する計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同条第二項及び同法第八十三条中「特定市町村又は特定都道府県」とあるのは「避難指示・解除区域市町村等」と、同法第八十二条中「は、復興交付金事業計画」とあるのは「は、福島復興再生特別措置法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画(以下「帰還環境整備事業計画」という。下同法」とあるのは「確定は、復興交付金事業計画」とあるのは「確定は、帰還環境整備事業計画」と、同法第八十三条第一項中「復興交付金事業計画」とあるのは「復興交付金事業等」とあるのは「福島復興再生特別措置法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等」と読み替へるものとする。

第四款 既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十五条 避難指示であつて第四条第四号ロ又はハに掲げる指示であるものの対象となつた区域内に平成二十三年三月十一日においてその事業所が所在していた認定事業者であつて、提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域内において認定避難解除等区域復興再生推進事業実施計画に従つて避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕(以下この条において「施設の新設等」という。)をするものが、当該施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、震災特例法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(通訳案内士法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「第五十三条第八項」を「第六十三条第八項」に改める。

一 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第四十条第十号

二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八十九号)第十七条第五項第十号

三 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第十七条第五項第十号

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第十三条第十号

五 中心市街地の活性化に関する法律(平成十

年法律第九十二号)第三十六条第五項第十号
六 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第十四条第五項第十号

七 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二十条第五項第九号及び第四十三条第五項第九号

(公営住宅法の一部改正)

第三条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第七項中「第二十九条第一項を」第二十七條に規定する特定帰還者(第十七条第三項及び第四項において単に「特定帰還者」という。)の帰還のための環境を整備し、又は同法第三十九条に、「第三十六条第三項」を「第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金(第十七条第三項及び第四項において単に「帰還環境整備交付金」という。)又は同法第四十六条第三項に改め、」ときは、」の下に「当該帰還環境整備交付金又は」を加える。

第十七条第三項中「充て、」の下に「特定帰還者に賃貸するため帰還環境整備交付金を充て、」を加え、同条第四項中「低額所得者又は」の下に「特定帰還者若しくは」を、「復興交付金」の下に「帰還環境整備交付金」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の三中「第五十一条第一項を」第六十一条第一項に、「第五十二条第一項を」第六十二条第一項に、「第六十一条第三項を」第七十一条第三項に改める。

別表第一第二百二十五号、第二百三十九号及び第四百十号中「第六十一条第一項を」第七十一条

第一項に、「第五十一条第九項を」第六十一条第九項に、「第五十二条第一項を」第六十二条第一項に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の三の項中「第五十三条第七項を」第六十三条第七項に改め、同表の二十九の項中「第三十九条を」第四十九条に改める。

別表第五第二十六号の三中「第五十三条第七項を」第六十三条第七項に改め、同表第三十四号中「第三十九条を」第四十九条に改める。

(都市計画法の一部改正)

第六条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 一団地の復興再生拠点市街地形成施設(福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第三十二条第一項に規定する一団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。)

第十一条第四項及び第十三条第四項中「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の下に、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」を加える。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第七条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のよ

うに改正する。

附則第五条第一項第五号二中「第七十三条を」第八十三条に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第四号中「第三十二条を」第三十条及び第四十二条に改める。

(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第九条 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「第三十三条を」第三十一条若しくは第四十三条に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第十条 復興庁設置法(平成二十三年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第六号中「生活環境整備事業に関する」との下に、「同法第三十三条第一項に規定する帰還環境整備事業計画に関する」と、同法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金の配分計画に関する」とを加え、「第三十五条第一項を」第四十五条第一項に、「第三十六条第三項を」第四十六条第三項に、「第五十一條第九項を」第六十一条第九項に、「第七十一條第五項を」第八十一条第五項に改め、

「並びに」の下に「同法第三十四条第一項に規定する帰還環境整備交付金事業等」を加え、「第三十六條第一項を」第四十六条第一項に、「第五十一條第二項第三号を」第六十一条第二項第三号に改める。

審査報告書

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月二十三日

法務委員長 魚住裕一郎

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百七十六年の海事債権に於いての責任の制限に関する条約を改正する千九百九十六年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を引き上げようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年四月七日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ただし書中「三十三万六千倍」を「五十万七千三百六十倍」に改め、同号イ中「百万倍」を「百五十一万倍」に改め、同号ロ中「四百倍」を「六百四十倍」に、「三百倍」を「四百五十三倍」に、「二百倍」を「三百二倍」に改め、同項第二号イ中「三百万倍」を「四百五十三万倍」に改め、同号ロ中「二百倍」を「千八百十二倍」に、「九百倍」を「千三百五十九倍」に、「六百倍」を「九百六倍」に改め、同条第三項第一号中「百万倍」を「百五十一万倍」に改め、同項第二号中「三百万倍」を「四百五十三万倍」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年六月八日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に発生した事故から生じた債権についての責任の制限については、なお従前の例による。

審査報告書

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月二十三日

経済産業委員長 吉川 沙織

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国経済を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者の事業活動の活性化を一層図ることが重要であることに鑑み、各省各庁の長等が新規中小企業者を始めとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を定めることとするともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充する等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 国等の契約の基本方針の策定及び毎会計年度又は毎事業年度終了後の契約実績の概要の公表に当たっては、官公需総額に占める新規中小企業者向け契約額の割合等を明示すること。

二 官公需における中小企業者の受注機会の増大を図るに当たっては、予定価額の適正さを確保するとともに、契約の競争性・透明性・公平性と中小企業者に対する配慮のバランスの確保に一層努めること。また、官公需の発注に際しては、小企業者(おおむね従業員五人以下)を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮を行うほか、官公需適格組合制度の活用促進に努めるとともに、本法を始めとする官公需に係る法律制度・施策の趣旨について、各発注者に対する十分な周知徹底に努めること。併せて、地方公共団体に対しても、官公需における中小企業者の受注機会の増大に向けた一層の取組を促すこと。

三 新規中小企業者等を国等の契約の相手方とするに当たっては、真に配慮が必要な新規中小企業者等の受注機会が喪失することのないよう、いわゆるみなし大企業の取扱いについて厳格な確認を行うことが可能となる制度設計とすること。

四 ベンチャー企業の支援策については、従前の施策に対する評価及び検証を十分に行つた上

で、起業準備段階に始まり、起業、成長の各段階においてその成長過程に応じた支援をベンチャー企業が受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材、情報等について適切かつ総合的な支援に努めること。

五 地域産業資源活用事業及び地域産業資源活用支援事業の実施に際しては、各事業の効果測る評価指標を確立するとともに、事業の実施状況を的確に把握すべく関係地方公共団体等と密に連携しながら適切なフォローアップを行うこと。

六 地域におけるエネルギーの地産地消を実現するための分散型エネルギー社会の構築が地域経済の活性化や雇用の創出につながることに鑑み、再生可能エネルギー資源の導入促進に加え、関係府省で協力し、林業や農業等の他産業との有機的な連携の推進を図るなど、中小企業者を中心とした地域における産業資源としてのエネルギー資源の開発及び利活用の取組に対し、十分な支援を行うこと。

七 本法に盛り込まれた官公需に係る情報の集約・提供、市区町村への協力業務を含め、近年、独立行政法人中小企業基盤整備機構の役割が拡大していることに鑑み、同機構が求められる役割を着実に果たすことができるよう、適切な指導・支援を行うこと。また、同機構の貸付業務に当たっては、従来から指摘されている高度化融資の課題を踏まえ、国民負担を増大させることがないよう適正な債権管理等に努めること。

八 地域産業資源の活用を含めた中小企業者に対する各種支援施策については、事業者にとって

より分かりやすいものとなるよう、積極的な周知に努めるとともに、施策の再評価を行った上で、必要に応じて類似の施策の統合や整理を行い、事業者にとって簡素で利用しやすい体系に再構築すること。
右決議する。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案

右

平成二十七年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正

第一条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「おける」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を加える。

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人

二 設立の日以後の期間が十年未満の会社
第三条中「留意しつつ、」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を、「機会の下に」(以下単に「中小企業者の受注の機会」という。)を、「おける」の下に「新規中小企業者及び」を加える。

第四条の見出し中「方針」を「基本方針」に改め、同条第一項中「方針」を「基本的な方針」(以下「基本方針」という。)に改め、同条第三項中「第一項の方針の要旨」を「基本方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国については」の下に「各省各庁の長」を、「規定する各省各庁の長」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、「前項の方針」を「基本方針」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

二 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項
三 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条の見出し中「通知」の下に「及び公表を加え、同条中「終了後、」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を加え、同条に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。
第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(中小企業者に関する契約の方針の作成等)

第五条 各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。

2 前項の方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

二 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

三 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

3 各省各庁の長及び公庫等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
本則に次の一条を加える。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務)

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号中「第十四号を「第十五号」に改め、同項中第二十号を第二十二号とし、第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)第九条の規定による協力を行うこと。

第十五条第二項中第十六号を第十七号とし、第十一号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第十五条第一項の規定による貸付け及び同条第二項の規定による協力を行うこと。

第十五条第二項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 市町村(特別区を含む。)に対し、その行う中小企業者の事業活動を支援する事業の実施に関し必要な協力を行うこと。

第十五条第四項中「第二項第八号」を「第二項第九号」に改め、同条第五項中「第一項第十号及び第十二号」を「第一項第十一号及び第十三号」

に改める。

第十七条第一項第二号及び第三号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項第八号中「第十五条第二項第八号」を「第十五条第二項第九号」に改め、同条第二項中「第十五条第一項第十五号及び第十六号」を「第十五条第一項第十六号及び第十七号」に、「同条第一項第十九号」を「同条第一項第二十一号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第十三号まで」を「第十四号まで」に、「同項第十四号」を「同項第十五号」に、「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十八号から第二十号まで」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に、「第三号まで、第六号及び第七号」を「第四号まで、第七号及び第八号」に改め、同項第二号中「同項第十四号」を「同項第十五号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第二十一号」に、「同条第二項第四号及び第五号」を「同条第二項第五号及び第六号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に、「同条第二項第九号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十六号」を「第十五条第一項第十七号」に、「同項第十九号」を「同項第二十一号」に改める。

第二十一条第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

第二十二条第一項中「第十五条第一項第十号及び第十六号」を「第十五条第一項第十一号及び第十七号」に改める。

第二十六条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十六条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、次に掲げる権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

一 機構に対する通則法第六十四条第一項の規定による立入検査の権限

二 受託者に対する前条第一項の規定による立入検査の権限

2 内閣総理大臣は、前項の規定による委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について主務大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十八号から第二十号まで」に、「第七号」を「第八号」に改め、同表第十八条第一項第三号の項中「第五号」を「第六号」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第三条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律

第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「(当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開発に限る。)(、(当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。)(及び(当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。))を削り、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地域産業資源である農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務の開発(当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開拓に限る。第四号において同じ。)、提供(当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。同号において同じ。)(又は需要の開拓(当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。同号において同じ。))

第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行う者に対して行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供、地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、地域産業資源活用事業の円滑な実施を支援する事業をいう。

第三条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 地域産業資源活用事業に関する次に掲げる事項	規定する事項に限る。」を削り、同項第三号中「第三号」を「第四号」に改める。	め、同条を第二十条とする。	第十三条を第十六条とし、第十二条を削り、第十一条を第十三条とし、同条の次に次の二条を加える。
イ 地域産業資源活用事業の内容に関する事項	第七条第一項中「中小企業者」の下に「(以下「認定地域産業資源活用事業者」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。	第十六条中「認定地域産業資源活用事業を行う者」を「認定地域産業資源活用事業者」に改め、「に對し、」の下に「当該」を加え、同条に次の一項を加える。	第十四条 特許庁長官は、認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務(次項において「認定地域産業資源活用商品等」という。)に係る地域団体商標の商標登録(商標法(昭和三十四年法律第二百七号)第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。)について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料を納付すべき者が当該認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定める
ロ 地域産業資源活用事業の促進により地域経済の活性化を図るための方策に関する事項	ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。	2 主務大臣は、認定地域産業資源活用支援事業者に対し、当該認定地域産業資源活用支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。	(商標法の特例)
ハ 地域産業資源活用事業を促進するに当たって配慮すべき事項	第七条第三項中「第一項」の下に「の変更」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「第一項」に改め、「変更の規定」の下に「又は前項の規定による変更の届出」を加え、「行われていない」を「実施されていない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。	第十五条の見出しを「(情報の提供等)」に改め、同条中「都道府県」を「地方公共団体」に、「認定地域産業資源活用事業を行う者」を「認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者」に改め、「当該認定地域産業資源活用事業の下に」又は「認定地域産業資源活用支援事業を、」必要な「の下に」情報の提供又は「を加え、同条を第十八条とする。	第十四条 特許庁長官は、認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料(当該認定計画の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限る。)を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。
ニ 地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項	2 認定地域産業資源活用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	第十四条中「認定地域産業資源活用事業の下に」及び「認定地域産業資源活用支援事業」を加え、同条を第十七条とする。	2 特許庁長官は、認定地域産業資源活用商品等に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該認定地域産業資源活用商品等に係る認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定める
ロ 地域産業資源活用支援事業の促進に当たって配慮すべき事項	第三号第二項第五号を削る。	第十三条の見出しを「(国、地方公共団体等の施策)」に改め、同条中「地方公共団体」を削り、「促進するため」の下に「地方公共団体と連携を図りつつ」を加え、同条に次の一項を加える。	2 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、その地域の自然的経済的社会的条件に応じて、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。
第三号第二項第五号を削る。	第十九条第一項中「第十六条」を「第十九条」に改め、同条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とする。	第十三条の見出しを「(国、地方公共団体等の施策)」に改め、同条中「地方公共団体」を削り、「促進するため」の下に「地方公共団体と連携を図りつつ」を加え、同条に次の一項を加える。	2 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、その地域の自然的経済的社会的条件に応じて、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。
二 関係市町村(特別区を含む。)の長は、前項の地域産業資源の内容に関し、当該都道府県知事に対し、意見を申し出ることができる。	第十七条第二項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第三項中「第七条第三項」を「第七条第四項」に、「第七条第一項及び第二項」を「第七条第一項から第三項まで、第八条第一項、同条第三項(第九条第四項において準用する場合を含む。)、第九条第一項から第三項まで」に改め、「認定地域産業資源活用事業」の下に「又は認定地域産業資源活用支援事業」を加え、同条第四項中「及び第七条第一項」を、「第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項」に、「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改	第十三条の見出しを「(国、地方公共団体等の施策)」に改め、同条中「地方公共団体」を削り、「促進するため」の下に「地方公共団体と連携を図りつつ」を加え、同条に次の一項を加える。	2 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、その地域の自然的経済的社会的条件に応じて、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。
第六条第四項第二号中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、「(第三条第二項第三号に	第六条第四項第二号中「及び第二号」を「から第三号まで」に改め、「(第三条第二項第三号に	第十三条の見出しを「(国、地方公共団体等の施策)」に改め、同条中「地方公共団体」を削り、「促進するため」の下に「地方公共団体と連携を図りつつ」を加え、同条に次の一項を加える。	2 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案し、その地域の自然的経済的社会的条件に応じて、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

ところにより、商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の手数料(当該認定計画の実施期間内に商標登録出願をする場合のものに限る。)を軽減し、又は免除することができる。

3 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料は、商標権が第一項の規定による登録料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならぬ。

4 商標登録出願により生じた権利が第二項の規定による商標登録出願の登録料の軽減又は免除(以下この項において「減免」という。)を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の商標登録出願により生じた権利について商標法第七十六条第二項の規定により納付すべき商標登録出願の登録料は、同項の規定にかかわらず、各共有者ごとに同項に規定する商標登録出願の登録料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、その額を納付しなければならない。

5 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域産業資源活用促進業務)

第十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村(特別区を含む。次条第二項において同じ。)に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。

一 認定地域産業資源活用事業者に対し、当該認定地域産業資源活用事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

二 認定地域産業資源活用支援事業者に対し、当該認定地域産業資源活用支援事業を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

2 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者からの依頼に応じて、その行う認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第十条第一項中「食品流通構造改善促進機構は、」を削り、「第十二条各号」を「第十一条第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号」に改め、同項第一号中「が行う」を「が実施する」に改め、「認定地域産業資源活用事業の下に」又は「認定地域産業資源活用支援事業」を加え、「の保証を」を保

証すること。」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 食品製造業者等が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定地域産業資源活用事業又は当該認定地域産業資源活用支援事業に参加すること。

第十条第一項第三号中「を行う」を「又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する」に、「受けて」を「受けて」に、「に従つた」を「又は認定地域産業資源活用支援事業計画に従つて」に改め、「整備」の下に「を行うこと。」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行うこと。

第十条第一項第五号中「附帯する業務」の下に「を行うこと。」を加え、同条第二項の表第十三条第一項の項中「以下」を「平成十九年法律第三十九号。以下」に、「第十条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同表第十四条第一項の項中「第十条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同表第十八条第一項、第十九条及び第二十條第一項第一号の項中「第十条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十一條とする。

第八条第一項の表第三条第一項の項中「第八条第一項」を「平成十九年法律第三十九号」第十条第一項に改め、同条第二項中「第七条第二

項」を「平成十九年法律第三十九号」第七条第三項に改め、同条第三項中「第八条第一項」を「平成十九年法律第三十九号」第十条第一項に改め、同条に次の一項を加える。

6 認定地域産業資源活用支援事業者であつて、当該認定地域産業資源活用支援事業計画に基づく地域産業資源活用支援事業(以下「認定地域産業資源活用支援事業」という。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定地域産業資源活用支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、同法第三条第一項中「借入れ」とあるのは「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第十条第六項に規定する認定地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金の借入れ」と、同法第三条の二第一項中「借入れ」とあるのは「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十条第六項に規定する認定地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(地域産業資源活用支援事業計画の認定)

第八条 一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会にお

ける議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。又は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用支援事業に関する計画(以下「地域産業資源活用支援事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その地域産業資源活用支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 地域産業資源活用支援事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地域産業資源活用支援事業の目標

二 地域産業資源活用支援事業の内容及び実施期間

三 地域産業資源活用支援事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地域産業資源活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 前項第二号及び第三号に掲げる事項が地域産業資源活用支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(地域産業資源活用支援事業計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定地域産業資源活用支援事業者」という。)は、当該認定に係る地域産業資源活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定地域産業資源活用支援事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る地域産業資源活用支援事業計画(第一項の変更の認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地域産業資源活用支援事業計画」という。)に従つて地域産業資源活用支援事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の変更の認定について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条の次に一条を加える改正規定 平成二十七年十月一日

二 附則第十一条の規定 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(以下この条において「新官公需法」という。)の規定は、平成二十七年に係る国等の契約(新官公需法第三条に規定する国等の契約をいう。以下この条において同じ。)から適用し、平成二十六年度までの年度に係る国等の契約については、なお従前の例による。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(以下この条において「新地域産業資源活用事業促進法」という。)第十四条及び第十五条第一項第一号の規定は、この法律の施行後に新地域産業資源活用事業促進法第六条第一項の認定(新地域産業資源活用事業促進法第七条第一項の変更の認定を含む。)を受けた地域産業資源活用事業計画に従つて行われる新地域産業資源活用事業促進法第二条第三項に規定する地域産業資源活用事業について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検 討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五十一条の二第一項及び第五十六条の二第一項

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十条の四及び第五十二条第一項

(小規模企業共済法の一部改正)

第八条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第二項中「第十五条第二項第八号」を「第十五条第二項第九号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号」を「第十二号、第十四号、第十六号並びに第十七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正)
第十條 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
第百九条中「第二條第二項」を「第二條第三項」に改める。

(株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部改正)
第十一條 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第十五条を次のように改める。
(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正)
第十五条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十條 第一項の表第三條の二第三項及び第三條の四第二項の項中「第三條の二第三項」の下に、「第三條の三第二項」を加え、同表第三條の三第二項の項を削り、同条第六項中「認定地域産業資源活用支援事業者であつて」を「認定地域産業資源活用支援事業者 中小企業信用保険法第二條第一項第六号に該当するものを除く。」であつてに、「中小企業信用保険法」を「同法」に改める。

審査報告書

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成二十七年四月二十三日

厚生労働委員長 丸川 珠代

参議院議長 山崎 正昭殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所を独立行政法人労働者健康福祉機構に統合し、その名称を独立行政法人労働者健康安全機構に改めるとともに、独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う中小企業退職金共済業務に係る資産運用委員会の設置、独立行政法人福祉医療機構の行う福祉貸付事業及び医療貸付事業に係る金融庁検査の導入、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における役員数の変更等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に当たっては、管理部門等の組織の効率化に努めるとともに、労働者の健康をめぐり諸課題が発生していることから、労働安全衛生総合研究所の労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による研究の充実など、統合による相乗効果を最大限発揮できるように有効な措置を講ずること。なお、労災病院については、事業の適正化や独立行政法人国立病院機構との連携について引き続き取り組むこと。また、労働安全衛生総合研究所の調査研究業務については、両法人の統合により後退することがないよう十分な体制を維持するため必要な措置を講ずること。さらに、労働者健康福祉機構が行っている未払賃金の立替払事業については、労働者とその家族の生活の安定を図るため、引き続き着実に実施すること。

二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、中小企業退職金共済制度が中小企業従業員の老後の生活保障に重要な役割を果たしていることに鑑み、退職金の支払原資となる資産を安全かつ効率的に運用することが求められていることから、新たに設置する資産運用委員会の委員として、経済・金融等の専門知識を有しつつ労働者の考えを代表して議論を行う者を参画させるとともに、同委員会がリスク管理機能を十分に発揮できるよう必要な措置を講ずること。また、中小企業退職金共済制度の更なる普及のため、広報活動等の取組の強化を図ること。

三、独立行政法人福祉医療機構については、少子高齢化が進み福祉や医療が果たす役割に対する期待が高まる中、同機構が福祉及び医療の分野

における政策金融機関としての役割を担っていることに鑑み、資金を必要とする社会福祉法人等に対する融資が適切に行われるように努めるとともに、金融庁検査の導入に当たっては、金融庁における必要な体制の整備等、検査の実効性を確保する措置を講ずること。また、廃止することが閣議決定されている年金担保貸付事業については、必要な代替措置を講じた上で廃止すること。

四、独立行政法人労働政策研究・研修機構については、労働政策についての調査研究及びその成果を活用し厚生労働省の職員等に対する研修を実施していることに鑑み、効果的かつ効率的な事業運営や機能強化に努めること。

五、年金積立金管理運用独立行政法人については、年金積立金が将来の年金給付の貴重な財源であることから、安全かつ効率的な運用に万全を期するため、ガバナンス体制の強化に向けた検討を進め、必要な措置を講ずること。また、基本ポートフォリオの変更に当たっては、株式市場及び債券市場に与える影響に配慮すること。

六、独立行政法人勤労者退職金共済機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における資産運用については、職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるとともに、職員のコンプライアンスの徹底及び運用責任の明確化をより一層進めること。

七、各独立行政法人の役員等の人選に際しては、当該分野に関する専門的知識を有することを重視するとともに、選任の過程における公正性及び透明性の確保に努めること。
右決議する。

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十七年四月十四日

衆議院議長 町村 信孝

参議院議長 山崎 正昭殿

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案
独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律

(中小企業退職金共済法の一部改正)

第一条 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第四節 業務等(第七十条―第七十八条)第五節 雑則(第七十八條の二―第八十二条)」を「第五節 資産運用委員会(第六十九條の五)第六節 業務等(第七十条―第七十八条)第七節 雑則(第七十八條の二―第八十二条)」に改める。

「第六十九條の五」を「第六十九條の五」に改める。

第十七条第一項中「について」を「に係る」に改め、「規定する確定給付企業年金」の下に、「確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第二条第二項に規定する企業型年金」を加え、「を実施する旨の申出を」の実施の通知に、「当該特定企業年金制度等を実施した旨の」を「当該通知に係る特定企業年金制度等への解約手当金に相当する額の引渡しに関する」に、「同法」を「確定給付企業年金法」に改め、「資産管理運用機関等」の下に、「確定拠出年金法第二条第七項第一

号口に規定する資産管理機関を加え、同条第三項中「申出に係る」を「通知に係る」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(退職金等の支給に係る情報の提供)

第十七条の二 機構は、退職金等の請求が円滑に行われるようにするため、退職金等の支給を受けるべき者に対し、退職金等の支給に係る情報の提供に努めなければならない。

第十八条中「二年」を「三年」に改める。

第二十七条第一項中「従業員の」を「従業員(第三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。の)」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「すべての者」を「全ての者(第三十一条の二第一項の規定による申出に係る退職金共済契約の被共済者を除く。)」に改め、同条第三項中「第一項の」の下に「規定による」を加える。

第二十八条第一項から第三項までの規定中「前条第一項の」の下に「規定による」を加える。

第二章第五節中第三十一条の次に次の一条を加える。

(退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等)

第三十一条の二 事業主(退職金共済事業を廃止した団体であつて厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「廃止団体」という。))との間で退職金共済に関する契約(事業主が団体に掛金を納付することを約し、当該団体がその事業主の雇用する従業員の退職について退職金を支給することを約する契約をいう。以下この条において同じ。)を締結していたものに限り、その雇用する従業員を被

共済者として退職金共済契約を締結した場合において、当該廃止団体が、機構との間で、当該退職金共済契約の被共済者となつた者について当該退職金共済に関する契約に基づき当該廃止団体に納付された掛金の総額及び掛金に相当するものとして政令で定める金額並びにこれらの運用による利益の額の範囲内の金額を機構に引き渡すことその他厚生労働省令で定める事項を約する契約を締結しており、当該事業主が厚生労働省令で定めるところにより申出をしたときは、機構は、当該廃止団体との契約で定めるところによつて、当該退職金共済契約の被共済者となつた者に係る当該金額を受け入れるものとする。

2 機構が、前項の受入れをした場合において、当該受け入れた金額(以下この条において「受入金額」という。)のうち、同項の退職金共済契約の効力が生じた日における掛金月額その他の事情を勘案して政令で定める額については、厚生労働省令で定めるところにより、政令で定める月数を当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金納付月数に通算するものとする。この場合において、その通算すべき月数は、当該退職金共済契約の被共済者となつた者が当該退職金共済に関する契約の被共済者であつた期間の月数を超えることができない。

3 受入金額から前項の政令で定める額を控除した残余の額を有する退職金共済契約の被共済者が退職したときにおける退職金の額は、第十條第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定による通算後の掛金納付月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 十一月以下 当該受入れのあつた日の属する月の翌月から当該被共済者が退職した日の属する月までの期間につき、当該残余の額に対し、政令で定める利率に厚生労働大臣が定める利率を加えた利率の複利による計算をして得た元利合計額(当該受入れのあつた日の属する月に当該被共済者が退職したときは、当該残余の額。次号において「計算後残余額」という。)

二 十二月以上 第十條第二項の規定により算定した額に計算後残余額を加算した額

4 前項の残余の額を有する退職金共済契約が解除されたときにおける解約手当金の額は、第十六條第三項の規定にかかわらず、前項の規定の例により計算して得た額とする。

5 第一項の規定による申出に従い受入金額を機構が受け入れたときは、機構は、その旨を当該事業主に通知するものとし、当該事業主は、その旨を当該受入金額に係る被共済者となつた者に通知しなければならない。

6 第一項及び前項の規定は、廃止団体との間で退職金共済に関する契約を締結していた事業主が、当該退職金共済に関する契約に係る従業員を被共済者とする退職金共済契約を当該廃止団体が退職金共済事業を廃止する前から引き続き締結している場合について準用する。この場合において、第一項及び前項中「被共済者となつた」とあるのは、「被共済者である」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

第六十三條、第六十五條及び第六十六條並びに通則法第二十一条第四項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定は、資産運用委員

について準用する。この場合において、同条第一項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は」と、「前条」とあるのは「中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)第六十九条の四第三項」と、同条第二項中「主務大臣又は法人の長は、それぞれ」とあるのは「厚生労働大臣は」と読み替えるものとする。

第八十八条中「第六十五条」の下に「第六十九条の四第四項において準用する場合を含む。」を加える。

第二條 独立行政法人福祉医療機構法の一部改正

第二条 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法を」独立行政法人労働者健康安全機構法に改める。

第三十条を削り、第四章中第二十九条を第三十条とし、第二十六条から第二十八条までを一条ずつ繰り下げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第二十六条 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、通則法第六十四条第一項及び前条第一項の規定による立入検査(第十二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる業務に係るものに限る。)の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の委任に基づき、通則法第六十四条第一項又は前条第一項の規定

により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について厚生労働大臣に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附則第五条の二第六項及び第七項を次のように改める。

6 機構は、承継債権管理回収勘定において、政令で定めるところにより、第一項に規定する債権の元本であつて回収されたものの金額を定期的に年金特別会計に納付しなければならない。

7 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項の規定による整理を行った場合は、政令で定めるところにより、同項の規定による積立金に相当する金額を年金特別会計に納付しなければならない。

附則第五条の二第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第六項」を「第六項又は第七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第六項」を「第六項又は第七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項」を「第六項又は第七項」に、「附則第五条の二第二十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一

項の表第十四条第三項の項中「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同表第二十五条第一項及び第二十六条第一号の項中「第二十六条第一号」を「第二十七条第一号」に、「附則第五条の二第二十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同表第二十八条の項中「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同表第三十二条の項中「附則第五条の二第二十一項」を「附則第五条の二第十三項」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前二項」を「第六項から前項まで」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8 機構は、第六項の規定により納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

9 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第二項の規定による整理を行った後、同項の規定による繰越欠損金がある場合において、通則法第三十八条第一項の規定により機構の財務諸表について厚生労働大臣の承認を受けたときは、当該繰越欠損金の額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

(独立行政法人労働政策研究・研修機構法の一部改正)

第三条 独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三人」を「二人」に改める。

(独立行政法人労働者健康福祉機構法の一部改正)

第四条 独立行政法人労働者健康福祉機構法平成十四年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人労働者健康安全機構法

第一条及び第二条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第三条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改め、「健康診断施設」を削り、「図るとともに」の下に「事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図るほか」を加える。

第五条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物(第五項において「土地等」という。)を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

第五条に次の二項を加える。

5 政府が出資の目的とする土地等の価額は、

出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 評価委員その他前項に規定する評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条第二項中「四人」を「五人」に改める。

第九条第二項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改める。

第十条中「漏らし」の下に「又は盗用し」を加える。

第十二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと（次号に掲げるものを除く。）

第十二条第一項第四号及び第五号を次のように改める。

四 化学物質で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の調査を行うこと。

五 前二号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

第十二条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第十二条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項に規定する業務のほか、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第

九十六条の二第一項の規定による調査及び同条第二項の規定による立入検査を行う。

第十二条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第十二条の二 機構は、前条に規定する業務のうち労働者災害補償保険法第二十九条第一項の社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。

第十三条第一項中「前条第一項」を「第十二条第一項及び第二項」に改める。

第十四条の見出し中「独立行政法人労働者健康福祉機構債券」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券」に改め、同条第一項中「又は第二号」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構債券」を「独立行政法人労働者健康安全機構債券」に改める。

第十六条第一項中「をいう」の下に「次項において同じ」を加え、「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生労働大臣は、労働災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、労働災害の予防のための調査及び研究を緊急に行う必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第三号及び第四号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含む。）並びに同条第二項に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができる。

第二十二条中「漏らし」の下に「又は盗用し」を加える。

附則第三条に次の一項を加える。

6 機構は、前各項に規定する業務に係る経理については、第十二条の二に規定する社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理として整理しなければならない。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

第五条 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「神奈川県を「東京都」に改める。

第六条第二項中「管理運用法人」の下に「前項に規定する理事のほか」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 管理運用法人に、役員として、第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）を担当する理事一人を置く。

第七条第二項ただし書及び同条第三項を削る。

第十一条第二項中「第十八条第一号に掲げる業務（以下「管理運用業務」という。）を「管理運用業務」に改める。

附則第七条を次のように改める。

附則 削除

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定並びに附則第九条第二項及び第三項、第十七条第三項並びに第二十條の規

定 公布の日

二 第一号中小企業退職金共済法目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分を除く。）、同法第六章中第五節を第六節とする改正規定、第七十五条の二第五項の改正規定、同章中第四節を第五節とし、第三節の次に一節を加える改正規定及び第八十八条の改正規定並びに第二条の規定（独立行政法人福祉医療機構法第五条第二項の改正規定を除く。）並びに附則第七条、第三十条及び第三十三条の規定 平成二十七年十月一日

（解約手当金に相当する額の引渡しに関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の中小企業退職金共済法（以下「新中退法」という。）第十七条の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新中退法第八條第二項第二号の規定により退職金共済契約（新中退法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。附則第四条において同じ。）が解除された場合に適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の中小企業退職金共済法（以下この条及び附則第六条において「旧中退法」という。）第八條第二項第二号の規定により退職金共済契約（旧中退法第二条第三項に規定する退職金共済契約をいう。）が解除された場合については、なお従前の例による。

（掛金納付月数の通算等に関する経過措置）

第三条 新中退法第十八条、第四十六条第一項第一号及び第五十五条第一項第一号の規定は、被共済者（新中退法第二条第七項に規定する被共

済者をいう。以下この条において同じ。が平成二十六年四月一日以後に退職した場合について適用し、被共済者が同日前に退職した場合については、なお従前の例による。

(退職金共済事業を廃止した団体からの受入金額の受入れ等に関する経過措置)

第四条 新中退法第三十一条の規定は、廃止団体(同条第一項に規定する廃止団体をいう。次項において同じ。)と退職金共済に関する契約を締結していた事業主について、施行日以後に退職金共済事業が廃止された場合について適用する。

2 前項に規定する事業主が、施行日以後に退職金共済契約(新中退法第四條第二項に規定する短時間労働被共済者に係るものを除く。以下この条において同じ。)を締結し、新中退法第三十一条の二第一項の規定による申出をした場合であつて、当該廃止団体が退職金共済事業を廃止したときにおける当該退職金共済に関する契約に係る掛金の月額(当該掛金の月額に千円未満の端数がある場合においては、その端数金額が五百円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五百円以上であるときは、これを千円として計算する。以下この項において同じ。)が五千円未満であつたときには、当該退職金共済契約を締結した日の属する月から起算して三年を経過する日の属する月までの間は、掛金月額は、新中退法第四條第二項の規定にかかわらず、二千円(当該掛金の月額が二千円を超えるときは、当該掛金の月額)以上五千円未満の額とすることができる。ただし、当該退職金共済契約の効力が生ずる日における掛金月額を五千円以上とした場合及び新中退法第九條第一

項の規定により掛金月額が五千円以上の額に増加された日以後においては、この限りでない。

3 独立行政法人勤労者退職金共済機構は、前項本文の規定により掛金月額を五千円未満の額とした退職金共済契約に係る共済契約者(新中退法第二條第六項に規定する共済契約者をいう。)からの掛金月額の減少の申込みについては、新中退法第九條第二項の規定にかかわらず、前項本文に規定する期間中は、新中退法第八條第三項各号に掲げる場合においても、これを承諾してはならない。ただし、新中退法第九條第一項の規定により掛金月額が五千円を超える額に増加された後における五千円以上の額への掛金月額の減少の申込みについては、この限りでない。

4 第二項本文の規定により掛金月額を五千円未満の額とした退職金共済契約のうち、同項本文に規定する期間の満了の際現に掛金月額が五千円未満の額であるものに係る掛金月額は、当該期間の満了の時に、五千円に増加されたものとみなす。

(特定業種に係る退職金の支給に関する経過措置)

第五條 新中退法第四十三條第一項ただし書、第四十六條第二項及び第五十五條第二項の規定は、施行日以後に支給事由が生じた者に係る退職金の支給について適用し、施行日前に支給事由が生じた者に係る退職金の支給については、なお従前の例による。

(被共済者が特定業種間を移動した場合の取扱等に関する経過措置)

第六條 新中退法第四十六條第一項各号列記以外

の部分及び第五十五條第一項各号列記以外の部分の規定は、施行日以後に支給事由が生じた者に係る退職金相当額(新中退法第四十六條第一項に規定する退職金又は退職金に相当する額及び新中退法第五十五條第一項に規定する退職金又は退職金に相当する額をいう。)の繰入れについては、なお従前の例による。

(承継債権管理回収業務における納付金に関する経過措置)

第七條 第二條の規定による改正後の独立行政法人福祉医療機構法附則第五條の二の規定は、同條第五項に規定する承継債権管理回収勘定における平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る納付金について適用し、同項に規定する承継債権管理回収勘定における同日前に終了する事業年度に係る納付金については、なお従前の例による。

2 独立行政法人福祉医療機構は、前項の規定にかかわらず、独立行政法人福祉医療機構法附則第五條の二第一項に規定する債権の元本であつて、平成二十七年四月一日から同年九月三十日まで回収されたものの金額については、平成二十八年一月三十一日までに年金特別会計に納付しなければならない。

(労働安全衛生総合研究所の解散等)

第八條 独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)は、この法律の施行の

時において解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)が承継する。

2 この法律の施行の際現に研究所が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 研究所の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度及び中期目標の期間(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。))第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう。)における業務の実績についての通則法第三十二條第一項の規定による評価は、機構が受けるものとする。この場合において、同條第二項の規定による報告書の提出及び公表は、機構が行うものとし、同條第四項前段の規定による通知及び同條第六項の規定による命令は、機構に対してなされるものとする。

5 研究所の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度に係る通則法第三十八條及び第三十九條第一項の規定により財務諸表等に関し独立行政法人が行わなければならないとされる行為は、機構が行うものとする。

6 研究所の平成二十八年三月三十一日に終わる事業年度における通則法第四十四條第一項及び第二項の規定による利益及び損失の処理に係る業務は、機構が行うものとする。

7 前項の規定による処理において、通則法第四

十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、機構が従前の例により行つものとする。この場合において、

附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第百八十一号、次条第一項及び附則第十五条第二項において「旧研究所法」という。)第十三条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第 号)の施行の日を含む」と、

「次」の中期目標の期間における第十一号とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人労働者健康安全機構法(平成十四年法律第百七十一号、第十二条第一項及び第二項とする。)

8 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資)

第九条 前条第一項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額、同条第七項の規定により読み替えられた旧研究所法第十三条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(機構が権利を承継する場合における非課税)

第十条 附則第八条第一項の規定により機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車取得税を課することができない。

又は自動車取得税を課することができない。

(研究所の職員から引き続き機構の職員となつた者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第十一条 機構は、施行日の前日に研究所の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十五号、以下「平成十八年整備法」という。)附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続き機構の職員となつたものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が平成十八年整備法の施行の日以後に研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

第十二条 施行日の前日に研究所の役員又は職員として在職する者(同日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項において「厚生労働省共済組合」という。))の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き機構の役員又は職員(同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において機構の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があるとして厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに厚生労働省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する機構の役職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行つことなく死亡した場合においては、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることが出来る。

3 施行日の前日において研究所の役員又は職員として在職する者(同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き機構の役職員となる場合であつて、かつ、当該役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第十三条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

2 施行日の前日に研究所の職員として在職する者(平成十八年整備法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者であつて、平成十八年整備法の施行の日以後引き続き研究所の職員として在職する者に限る。)が、引き続き機構の職員と

なり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続き国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の平成十八年整備法の施行の日以後の研究所の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続き在職期間とみなす。ただし、その者が同日以後に研究所又は機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(研究所の役員又は職員から引き続き機構の役員又は職員となつた者についての国家公務員共済組合法の適用に関する経過措置)

第十二条 施行日の前日に研究所の役員又は職員として在職する者(同日において国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第百二十四条の三の規定により読み替えて適用する同法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する同法第二条第一項第一号に規定する職員及びその所管する独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)のうち国家公務員共済組合法別表第二に掲げるものの同法第百二十四条の三の規定により同号に規定する職員とみなされる者をもつて組織された国家公務員共済組合(以下この項及び第三項において「厚生労働省共済組合」という。))の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き機構の役員又は職員(同条の規定により同号に規定する職員とみなされるものに相当するものに限る。以下この条において「役職員」という。)となる場合であつて、かつ、引き続き施行日以後において機構の役職員である場合には、同法の規定の適用については、当該役職員は、施行日から起算して二十日を経過する日(正当な理由があるとして厚生労働省共済組合が認めた場合には、その認めた日)までに厚生労働省共済組合に申出をしたときは、施行日以後引き続き当該役職員である期間厚生労働省共済組合を組織する同号に規定する職員に該当するものとする。

2 前項に規定する機構の役職員が同項に規定する期限内に同項の申出を行つことなく死亡した場合においては、その申出は、当該期限内に当該役職員の遺族(国家公務員共済組合法第二条第一項第三号に規定する遺族に相当する者に限る。次項において同じ。)がすることが出来る。

3 施行日の前日において研究所の役員又は職員として在職する者(同日において厚生労働省共済組合の組合員であるものに限る。)が施行日において引き続き機構の役職員となる場合であつて、かつ、当該役職員又はその遺族が第一項に規定する期限内に同項の申出を行わなかつた場合には、当該役職員は、国家公務員共済組合法の適用については、施行日の前日に退職(同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなす。

(機構の役員又は職員についての通則法の適用に関する経過措置)

第十三条 機構の役員又は職員についての通則法第五十条の四第一項、第二項第一号及び第四号並びに第六項並びに第五十条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

通則法第五十条の 第四項	の中期目標 管理法人役 職員であつ た者	の中期目標管理法人役職員であつた者(独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第 号、第六項において「平成二十七年整備法」という。)附則第八條第一項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所(独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)の施行の日以後のものに限る。以下「旧研究所」という。)の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。以下この項において同じ。)
通則法第五十条の 第四第二項第一号	であつた者	であつた者(旧研究所の中期目標管理法人役職員であつた者を含む。)
通則法第五十条の 第四第二項第四号	当該中期目 標管理法人	当該中期目標管理法人(旧研究所を含む。)
通則法第五十条の 第四第六項	したこと	したこと(平成二十七年整備法附則第十四条の規定による廃止前の独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第八十一号。以下この項において「旧研究所法」という。))又は旧研究所が定めていた業務方法書、第四十九条に規定する規程その他の規則(以下この項において「旧研究所規則」という。)に違反する職務上の行為をしたことを含む。次条において同じ。)
通則法第五十条の 第六第一号	であつた者	させたこと(旧研究所の役員又は職員にこの法律、旧研究所法若しくは他の法令又は旧研究所規則に違反する職務上の行為をさせたことを含む。次条において同じ。)
通則法第五十条の 第六第二号	定めらるもの うち、当該 中期目標管 理法人	であつた者(旧研究所の役員又は職員であつた者を含む。)
通則法第五十条の 第六第二号	定めらるもの うち、当該 中期目標管 理法人	定めらるもの(離職前五年間に在職していた旧研究所の内部組織として主務省令で定めるものが行つていた業務を行う当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものを含む。)

通則法第五十条の
第六第三号

、当該中期
目標管理法
人

、当該中期目標管理法人(旧研究所を含む。以下この号にお
いて同じ。)

第十四条 独立行政法人労働安全衛生総合研究所の廃止は、廃止する。

(独立行政法人労働安全衛生総合研究所法の廃止に伴う経過措置)

第十五条 研究所の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

2 施行日前に旧研究所法第十四条第一項の規定により厚生労働大臣が研究所に対してした求めは、第四条の規定による改正後の独立行政法人労働者健康安全機構法(次条及び附則第十七条第一項において「改正機構法」という。)第十六条第二項の規定により厚生労働大臣が機構にした求めとみなす。

3 施行日前に労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第九十六条の二第三項又は第九十六条の三の規定により厚生労働大臣が研究所に対してした指示又は命令は、附則第二十八条の規定による改正後の労働安全衛生法第九十六条の二第三項又は第九十六条の三の規定により厚生労働大臣が機構にした指示又は命令とみなす。

(業務の特例)

第十六条 機構は、改正機構法第十二条に規定する業務のほか、当分の間、第四条の規定による改正前の独立行政法人労働者健康福祉機構法第十二条第一項第七号の業務の用に供していたリハビリテーション施設の移譲又は廃止の業務及びこれに附帯する業務を行う。

2 機構は、前項に規定する業務に係る経理については、改正機構法第十二条の二に規定する社会復帰促進等事業として行われるものに係る経理として整理しなければならない。

3 第一項の規定により機構が業務を行う場合には、改正機構法第二十三条第二号中「第十二条」とあるのは、「第十二条及び独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律(平成二十七年法律第 号)附則第十六条第一項」とする。

(業務の移管に伴う国の権利義務の承継等)

第十七条 この法律の施行の際、改正機構法第十二条第一項第四号に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時にいて機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。この場合において、機構は、その額により資本金を増加するものとする。

3 附則第九条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する財産の価額について準用する。
(国有財産の無償使用)

第十八条 厚生労働大臣は、この法律の施行の際現に厚生労働省の部局又は機関で政令で定めるものに使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(罰則に関する経過措置)

第十九条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(船員保険法及び国家公務員共済組合法の一部改正)
第二十一条 次に掲げる法律の規定中独立行政法人労働安全衛生総合研究所の項を削る。

一 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一

二 国家公務員共済組合法別表第二

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第二十二條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正す

六十三の二 独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による同法第十条第一項、第三十条第二項若しくは第四十三条第一項の退職金、同法第十六条第一項若しくは第三十条第三項の解約手当金又は同法第三十条第二項の差額の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

る。

第二十九条第三項中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)
第二十三条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、「若しくは同項第七号に掲げるリハビリテーション施設」を削る。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二十四条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。
(住民基本台帳法の一部改正)

第二十五条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の六十三の項の次に次のように加える。

別表第一の六十四の項中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。
(調整規定)

第二十六条 施行日が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年法律第二十八号)附則第三号に掲げる規定の施行の前日である場合には、前条(住民基本台帳法別表第一の六十四の項の改正規定に限る。)の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十九条のうち住民基本台帳法別表第一の六十四の項の改正規定中「独立行政法人労働者健康福祉機構」とあるのは、「独立行政法人労働者健康安全機構」とする。
(社会保険労務士法の一部改正)

第二十七条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第六号を次のように改める。

六 削除

(労働安全衛生法の一部改正)

第二十八条 労働安全衛生法の一部を次のように改正する。

第九十六条の二の見出し中「研究所」を「機構」に改め、同条第一項中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所(以下「研究所」という。)」を「独立行政法人労働者健康安全機構(以下「機構」という。)」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「研究所」を「機構」に改め、同条第五項中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第九十六条の三(見出しを含む。)及び第二百二十三条第二号中「研究所」を「機構」に改める。
(確定拠出年金法の一部改正)

第二十九条 確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「確定給付企業年金」の下に、「中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)の規定による退職金共済を加える。」
(独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正)

第三十条 独立行政法人住宅金融支援機構法平成十七年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項第五号中「附則第五条の第二十一項」を「附則第五条の第二十三項」に改める。
(平成十八年整備法の一部改正)

第三十一条 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第五条中「労働安全衛生総合研究所」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。
(特別会計に関する法律の一部改正)

第三十二条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第一号ホ中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所法(平成十一年法律第八十一号)第十三条第三項」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構法」を「独立行政法人労働者健康安全機構法」に改め、同項第二号ロ中「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」を削り、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 雇用保険法等の一部を改正する法律
(平成十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三百三十九条第一項中「附則第二百二十条の規定による改正後の」を削り、「附則第五条の二第六項」の下に「及び第七項」を加える。
(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第三十四条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正

的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十五号を次のように改める。
十五 独立行政法人労働者健康安全機構

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第三十五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の項の次に次のように加える。

三十三の二 独立行政法人労働者退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による退職金、解約手当金又は差額の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十六条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。
附則第五条第三項の表改正後確定拠出年金法第五十四条第一項の項を次のように改める。

確定拠出年金法第五十四条第一項	確定給付企業年金	確定給付企業年金、存続厚生年金基金
-----------------	----------	-------------------

投票者氏名
日程第一 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出 衆議院送付)

賛成者氏名

阿達 雅志君 愛知 治郎君
青木 一彦君 赤池 誠章君

赤石 清美君 有村 治子君
井原 巧君 石井 準一君
石井 浩郎君 石井 正弘君
石井みどり君 石田 昌宏君
磯崎 仁彦君 磯崎 陽輔君
猪口 邦子君 岩井 茂樹君

岩城 光英君	宇都 隆史君	堀井 巖君	堀内 恒夫君
上野 通子君	江島 潔君	舞立 昇治君	牧野たかお君
尾辻 秀久君	大家 敏志君	松下 新平君	松村 祥史君
大沼みずほ君	大野 泰正君	松山 政司君	丸川 珠代君
太田 房江君	岡田 直樹君	丸山 和也君	三木 亨君
岡田 広君	片山さつき君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
金子原二郎君	木村 義雄君	水落 敏榮君	溝手 顕正君
岸 宏一君	北川イッセイ君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
北村 経夫君	熊谷 大君	森 まさこ君	森屋 宏君
小泉 昭男君	小坂 憲次君	柳本 卓治君	山崎 力君
古賀友一郎君	上月 良祐君	山下 雄平君	山田 修路君
鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	山田 俊男君	山谷えり子君
佐藤 正久君	酒井 庸行君	山本 一太君	山本 順三君
山東 昭子君	島尻安伊子君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君
島田 三郎君	島村 大君	若林 健太君	脇 雅史君
末松 信介君	世耕 弘成君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
関口 昌一君	伊達 忠一君	相原久美子君	有田 芳生君
高階恵美子君	高野光二郎君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
高橋 克法君	滝沢 求君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
滝波 宏文君	武見 敬三君	江田 五月君	小川 勝也君
柘植 芳文君	塚田 一郎君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
鶴保 庸介君	堂故 茂君	大久保 勉君	大島九州男君
豊田 俊郎君	中泉 松司君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
中川 雅治君	中曾根弘文君	風間 直樹君	金子 洋一君
中西 祐介君	中原 八一君	神本美恵子君	北澤 俊美君
長峯 誠君	二之湯 智君	郡司 彰君	小西 洋之君
二之湯武史君	西田 昌司君	小林 正夫君	小見山幸治君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	芝 博一君	榛葉賀津也君
馬場 成志君	橋本 聖子君	田城 郁君	田中 直紀君
福岡 資麿君	藤井 基之君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
藤川 政人君	古川 俊治君	那谷屋正義君	直嶋 正行君

長浜 博行君	難波 獎二君	山下 芳生君	アントニオ猪木君	太田 房江君	岡田 直樹君	丸山 和也君	三木 亨君
西村まさみ君	野田 国義君	井上 義行君	行田 邦子君	岡田 広君	片山さつき君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君
羽田雄一郎君	白 眞敷君	田中 茂君	松田 公太君	金子原二郎君	木村 義雄君	水落 敏榮君	溝手 顕正君
浜野 喜史君	林 久美子君	山口 和之君	山田 太郎君	岸 宏一君	北川イツセイ君	宮沢 洋一君	宮本 周司君
広田 一君	福山 哲郎君	江口 克彦君	中野 正志君	北村 経夫君	熊谷 大君	森 まさこ君	森屋 宏君
藤末 健三君	藤田 幸久君	中山 恭子君	浜田 和幸君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	柳本 卓治君	山崎 力君
藤本 祐司君	前川 清成君	松沢 成文君	和田 政宗君	古賀友一郎君	上月 良祐君	山下 雄平君	山田 修路君
前田 武志君	牧山ひろえ君	中西 健治君	水野 賢一君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	山田 俊男君	山谷えり子君
増子 輝彦君	水岡 俊一君	薬師寺みちよ君	福島みずほ君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	山本 一太君	山本 順三君
森本 真治君	安井美沙子君	又市 征治君	吉田 忠智君	山東 昭子君	島尻安伊子君	吉川ゆうみ君	吉田 博美君
柳澤 光美君	柳田 稔君	谷 亮子君	荒井 広幸君	島田 三郎君	島村 大君	若林 健太君	脇 雅史君
吉川 沙織君	蓮 舫君	平野 達男君	奥石 東君	末松 信介君	世耕 弘成君	渡辺 猛之君	渡邊 美樹君
秋野 公造君	荒木 清寛君			関口 昌一君	伊達 忠一君	相原久美子君	有田 芳生君
魚住裕一郎君	河野 義博君	反対者氏名	二名	高階恵美子君	高野光二郎君	石上 俊雄君	石橋 通宏君
佐々木さやか君	杉 久武君	主 演	山本 太郎君	高橋 克法君	滝沢 求君	磯崎 哲史君	江崎 孝君
竹谷とし子君	谷合 正明君	日程第二 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		滝波 宏文君	武見 敬三君	江田 五月君	小川 勝也君
長沢 広明君	新妻 秀規君			柘植 芳文君	塚田 一郎君	小川 敏夫君	尾立 源幸君
西田 実仁君	浜田 昌良君			鶴保 庸介君	堂故 茂君	大久保 勉君	大島九州男君
平木 大作君	矢倉 克夫君	賛成者氏名	二三四名	豊田 俊郎君	中泉 松司君	大野 元裕君	加藤 敏幸君
山口那津男君	山本 香苗君			中川 雅治君	中曾根弘文君	大野 元裕君	金子 洋一君
山本 博司君	横山 信一君	阿達 雅志君	愛知 治郎君	中西 祐介君	中原 八一君	風間 直樹君	北澤 俊美君
若松 謙維君	東 徹君	青木 一彦君	赤池 誠章君	長峯 誠君	二之湯 智君	神本美恵子君	小西 洋之君
小野 次郎君	片山虎之助君	赤石 清美君	有村 治子君	二之湯武史君	西田 昌司君	小林 正夫君	小見山幸治君
川田 龍平君	儀間 光男君	井原 巧君	石井 準一君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
清水 貴之君	柴田 巧君	石井 浩郎君	石井 正弘君	羽生田 俊君	長谷川 岳君	芝 博一君	榎葉賀津也君
寺田 典城君	藤巻 健史君	石井みどり君	石田 昌宏君	馬場 成志君	橋本 聖子君	田城 郁君	田中 直紀君
真山 勇一君	室井 邦彦君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	福岡 資麿君	藤井 基之君	津田弥太郎君	徳永 エリ君
井上 哲士君	市田 忠義君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	藤川 政人君	古川 俊治君	那谷屋正義君	直嶋 正行君
紙 智子君	吉良よし子君	岩城 光英君	宇都 隆史君	堀井 巖君	堀内 恒夫君	長浜 博行君	難波 獎二君
倉林 明子君	小池 晃君	上野 通子君	江島 潔君	舞立 昇治君	牧野たかお君	西村まさみ君	野田 国義君
田村 智子君	大門美紀史君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	松下 新平君	松村 祥史君	羽田雄一郎君	白 眞敷君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	大沼みずほ君	大野 泰正君	松山 政司君	丸川 珠代君	浜野 喜史君	林 久美子君

二九

廣田 一君	福山 哲郎君	江口 克彦君	中野 正志君	北村 経夫君	熊谷 大君	森屋 宏君
藤末 健三君	藤田 幸久君	中山 恭子君	浜田 和幸君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	山崎 力君
藤本 祐司君	前川 清成君	松沢 成文君	和田 政宗君	古賀友一郎君	上月 良祐君	山田 修路君
前田 武志君	牧山ひろえ君	中西 健治君	水野 賢一君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君	山谷えり子君
増子 輝彦君	水岡 俊一君	薬師寺みちよ君	福島みずほ君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	山本 順三君
森本 真治君	安井美沙子君	又市 征治君	吉田 忠智君	山東 昭子君	島尻安伊子君	吉田 博美君
柳澤 光美君	柳田 稔君	主演 了君	谷 亮子君	島田 三郎君	島村 大君	脇 雅史君
吉川 沙織君	蓮 舫君	山本 太郎君	荒井 広幸君	末松 信介君	世耕 弘成君	渡邊 美樹君
秋野 公造君	荒木 清寛君	平野 達男君	奥石 東君	関口 昌一君	伊達 忠一君	有田 芳生君
佐住裕一郎君	河野 義博君	反対者氏名 ○名		高階恵美子君	高野光二郎君	石橋 通宏君
佐々木さやか君	杉 久武君			高橋 克法君	滝沢 求君	江崎 孝君
竹谷とし子君	谷合 正明君	日程第三 官公需についての中小企業者の受注の 確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内 閣提出)		滝波 宏文君	武見 敬三君	小川 勝也君
長沢 広明君	新妻 秀規君			柘植 芳文君	塚田 一郎君	尾立 源幸君
西田 実仁君	浜田 昌良君	賛成者氏名 二三名		鶴保 庸介君	堂故 茂君	大島九州男君
平木 大作君	矢倉 克夫君			豊田 俊郎君	中泉 松司君	加藤 敏幸君
山口那津男君	山本 香苗君	阿達 雅志君		中川 雅治君	中曽根弘文君	金子 洋一君
山本 博司君	横山 信一君			中西 祐介君	中原 八一君	北澤 俊美君
若松 謙維君	東 徹君	青木 一彦君		長峯 誠君	二之湯 智君	小西 洋之君
小野 次郎君	片山虎之助君			二之湯武史君	野村 昌司君	小見山幸治君
川田 龍平君	儀間 光男君	赤石 清美君		野上浩太郎君	野村 哲郎君	櫻井 充君
清水 貴之君	柴田 巧君			羽生田 俊君	長谷川 岳君	榛葉賀津也君
寺田 典城君	藤巻 健史君	石井 みどり君		馬場 成志君	橋本 聖子君	田中 直紀君
真山 勇一君	室井 邦彦君			福岡 資麿君	藤井 基之君	徳永 エリ君
井上 哲士君	市田 忠義君	猪口 邦子君		藤川 政人君	古川 俊治君	直嶋 正行君
紙 智子君	吉良よし子君			堀井 巖君	堀内 恒夫君	難波 奨二君
倉林 明子君	小池 晃君	岩城 光英君		舞立 昇治君	牧野たかお君	野田 国義君
田村 智子君	大門実紀史君			松下 新平君	松村 祥史君	白 眞敷君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君	尾辻 秀久君		松山 政司君	丸川 珠代君	林 久美子君
山下 芳生君	アントニオ猪木君			丸山 和也君	三木 亨君	福山 哲郎君
井上 義行君	行田 邦子君	太田 房江君		三原じゅん子君	三宅 伸吾君	藤田 幸久君
田中 茂君	松田 公太君			水落 敏榮君	溝手 顕正君	前川 清成君
山口 和之君	山田 大郎君	金子原二郎君		宮本 周司君	森 まさこ君	牧山ひろえ君
		岸 宏一君				
		北川イツセイ君				

水岡 俊一君	森本 真治君	福島みずほ君	又市 征治君	佐藤 正久君	酒井 庸行君	山本 順三君	吉川 ゆうみ君
安井美沙子君	柳澤 光美君	吉田 忠智君	主濱 了君	山東 昭子君	島尻安伊子君	山本 博美君	若林 健太君
柳田 稔君	吉川 沙織君	谷 亮子君	山本 太郎君	島田 三郎君	島村 大君	脇 雅史君	渡辺 猛之君
蓮 舫君	秋野 公造君	荒井 広幸君	平野 達男君	末松 信介君	世耕 弘成君	渡邊 美樹君	秋野 公造君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	興石 東君		関口 昌一君	伊達 忠一君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君
河野 義博君	佐々木さやか君			高階恵美子君	高野光二郎君	河野 義博君	佐々木さやか君
杉 久武君	竹谷とし子君			滝波 宏文君	滝沢 求君	杉 久武君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君			柘植 芳文君	武見 敬三君	谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君			鶴保 庸介君	塚田 一郎君	新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君			豊田 俊郎君	堂故 茂君	浜田 昌良君	平木 大作君
矢倉 克夫君	山口那津男君			中川 雅治君	中泉 松司君	矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君			中西 祐介君	中曾根弘文君	山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君	阿達 雅志君	愛知 治郎君	長峯 誠君	中原 八一君	横山 信一君	若松 謙維君
東 徹君	小野 次郎君	青木 一彦君	赤池 誠章君	二之湯武史君	二之湯 智君	東 徹君	小野 次郎君
片山虎之助君	川田 龍平君	赤石 清美君	有村 治子君	野上浩太郎君	野村 哲郎君	片山虎之助君	川田 龍平君
儀間 光男君	清水 貴之君	井原 巧君	石井 準一君	羽生田 俊君	長谷川 岳君	儀間 光男君	清水 貴之君
柴田 巧君	寺田 典城君	石井 浩郎君	石井 正弘君	馬場 成志君	橋本 聖子君	柴田 巧君	寺田 典城君
藤巻 健史君	真山 勇一君	磯崎 仁彦君	石田 昌宏君	福岡 資麿君	藤井 基之君	藤巻 健史君	真山 勇一君
室井 邦彦君	井上 哲士君	磯崎 仁彦君	磯崎 陽輔君	藤川 政人君	堀内 恒夫君	室井 邦彦君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君	猪口 邦子君	岩井 茂樹君	堀井 巖君	堀内 恒夫君	市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君	岩城 光英君	宇都 隆史君	舞立 昇治君	牧野たかお君	吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君	上野 通子君	江島 潔君	松下 新平君	松村 祥史君	小池 晃君	田村 智子君
大門美紀史君	辰巳孝太郎君	尾辻 秀久君	大家 敏志君	松山 政司君	丸川 珠代君	大門美紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君	大沼みずほ君	大野 泰正君	丸山 和也君	三木 亨君	仁比 聡平君	山下 芳生君
アントニオ猪木君	井上 義行君	太田 房江君	岡田 直樹君	三原じゅん子君	三宅 伸吾君	アントニオ猪木君	井上 義行君
行田 邦子君	田中 茂君	岡田 広君	片山さつき君	水落 敏栄君	溝手 顕正君	行田 邦子君	田中 茂君
松田 公太君	山口 和之君	金子原二郎君	木村 義雄君	宮本 周司君	森 まさこ君	松田 公太君	山口 和之君
山田 太郎君	江口 克彦君	岸 宏一君	北川イツセイ君	森屋 宏君	柳本 卓治君	山田 太郎君	江口 克彦君
中野 正志君	中山 恭子君	北村 経夫君	熊谷 大君	山崎 力君	山下 雄平君	中野 正志君	中山 恭子君
浜田 和幸君	松沢 成文君	小泉 昭男君	小坂 憲次君	山田 修路君	山田 俊男君	浜田 和幸君	松沢 成文君
和田 政宗君	中西 健治君	古賀友一郎君	上月 良祐君	山谷えり子君	山本 一太君	和田 政宗君	中西 健治君
水野 賢一君	薬師寺みちよ君	鴻池 祥肇君	佐藤 信秋君			水野 賢一君	薬師寺みちよ君

日程第四 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一四七名

反対者氏名

〇名

反対者氏名

八六名

相原久美子君
石上 俊雄君
磯崎 哲史君
江田 五月君
小川 敏夫君
大久保 勉君
大野 元裕君
風間 直樹君
金子 洋一君
有田 芳生君
石橋 通宏君
江崎 孝君
小川 勝也君
尾立 源幸君
大島九州男君
加藤 敏幸君

官 報 (号 外)

神本美恵子君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小西 洋之君
小林 正夫君	小見山幸治君
斎藤 嘉隆君	櫻井 充君
芝 博一君	榛葉賀津也君
田城 郁君	田中 直紀君
津田弥太郎君	徳永 エリ君
那谷屋正義君	直嶋 正行君
長浜 博行君	難波 奨二君
西村まさみ君	野田 国義君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
浜野 喜史君	林 久美子君
広田 一君	福山 哲郎君
藤末 健三君	藤田 幸久君
藤本 祐司君	前川 清成君
前田 武志君	牧山ひろえ君
増子 輝彦君	水岡 俊一君
森本 真治君	安井美沙子君
柳澤 光美君	柳田 稔君
吉川 沙織君	蓮 舩君
東 徹君	小野 次郎君
片山虎之助君	川田 龍平君
儀間 光男君	清水 貴之君
柴田 巧君	寺田 典城君
藤巻 健史君	真山 勇一君
室井 邦彦君	井上 哲士君
市田 忠義君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門美紀史君	辰巳孝太郎君
仁比 聡平君	山下 芳生君
中西 健治君	水野 賢一君

薬師寺みち上君	福島みずほ君
又市 征治君	吉田 忠智君
山本 太郎君	興石 東君

明治二十五年三月二十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部 一一八円 二〇円